

みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務

公募型プロポーザル募集要項

令和5年12月

敦賀市

## 1 趣旨

この募集要項は「みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務（以下「本業務」という。）の受託者を、事業者の信頼性、企画力等を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名称

みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務

### (2) 委託業務の内容

別紙「みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月24日まで

※ ただし、行事の開催日時は以下のとおりとして、令和6年3月24日（日）までに撤収等の作業を全て完了すること。

①式典実施：令和6年3月16日（土）午後 ※時間未定

②イベント開催：令和6年3月17日（日）午前9時から午後4時まで

### (4) 提案上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

## 3 業務における方針

みなとつるが山車会館は、文化財的及び歴史的価値が高く、敦賀まつりの巡行で有名な「敦賀の山車」を展示保管している施設である。

本業務は、北陸新幹線敦賀開業に合わせた施設のリニューアルを内外に周知するものであり、敦賀市及びみなとつるが山車会館の今後の印象や評価を大きく左右するものであるという認識を常に念頭に置き業務に臨むこと。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末

日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和5・6年度敦賀市競争入札参加資格者名簿において、業種区分「委託・リース」「広告・宣伝類」「広告・イベント」に登録されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6) 又は (7) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者でないこと。

## 5 スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項等配布期間  
令和5年12月22日（金）から令和6年1月11日（火）まで
- (2) 本プロポーザルに関する質問書受付期間  
令和5年12月22日（金）から令和5年12月28日（木）まで
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和6年1月5日（金）までに敦賀市ホームページ上に掲載
- (4) 企画提案書類の提出期間  
令和5年12月26日（火）から令和6年1月11日（木）まで

- (5) プレゼンテーション及び審査  
令和6年1月17日(水) (予定)
- (6) 結果通知  
令和6年1月下旬(予定)

## 6 申込方法

### (1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、敦賀市ホームページ (<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>) においても公開する。

ただし、以下の場所における配布は、午前10時から午後5時まで(みなとつるが山車会館の休館日を除く。)とする。

ア 所在地：〒914-0062 福井県敦賀市相生町7番6号  
みなとつるが山車会館

イ TEL：0770-21-5570

ウ FAX：0770-21-5572

エ Eメール：[k-yama@ton21.ne.jp](mailto:k-yama@ton21.ne.jp)

### (2) 質問書の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 提出様式 質問書(様式第6号)

イ 提出期限 令和5年12月28日(木)まで

ウ 提出先 「13 担当部署」に同じ

エ 提出方法 電子メールのみ

※電子メールのタイトルは「【みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運營業務質問】(事業者名)」とすること。

オ 回 答 提出された質問の回答は、令和6年1月5日(金)までに敦賀市のホームページで随時公開する。なお、質問に対する回答は本要項及び仕様書を補足する。

カ そ の 他 他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なうおそれのある質問には回答しない。

### (3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送にて、「13 担当部署」に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前10時から午後5時まで(みなとつるが山車会館の休館日を除く。)とし、郵送による提出は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、8部(正本1部、副本7部)を提出すること。(副本は正本のカラーコピー可。)

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正又は差し替えは一切認めない。

## 7 企画提案書類の作成要領

対象書類	内容に関する留意事項
(1) 参加表明書兼 企画提案書表紙 (様式第1号)	① 会社名、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ② A4判1頁
(2) 参加資格確認 事項申告書 (様式第2号)	① 本募集要項の4に掲げる参加資格要件について、該当及び非該当を申告すること。 ② A4判1頁 ③ 「国税納税証明書」「県税納税証明書」及び「市町村税(都税)証明書」を添付すること。 (いずれも、令和5年4月1日以降に発行され、取得可能な最新の情報が記載されたものに限り。)
(3) 会社概要書 (様式第3号)	① 会社名、所在地、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容を記載すること。 ② A4判1頁
(4) 業務実績書 (様式第4号)	① 過去5年間(平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務実績を最大3件まで記載すること。なお、本件業務と類似した業務や、ノウハウを活かすことができる業務を優先的に記載すること。 ② 実績として記載した業務の契約書等の写しを添付すること。 (業務名、契約額及び自社名と契約の相手先が確認できるものであれば、契約書の全てでなくても可とする。) ③ A4判1頁

対象書類	内容に関する留意事項
(5) 業務企画提案書 (様式自由)	① 別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ② 整備内容が具体的にわかるよう記載すること。概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③ A4判（縦横どちらでも可）で作成すること。
(6) 見積書 (様式第5号)	① 「みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務」の実施に必要な経費の総額を税抜きで記載すること。 ② 内訳書（任意様式）を添付し、見積書に記載した金額の内訳をできるだけ詳細に分類して記載すること。

## 8 無効となる参加表明書等

次に該当する参加表明書等は無効とする。ただし、この場合においても、「12 その他留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 「4 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの。
- (4) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) この要項に定める手続き以外の手法によって審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (6) 見積書の金額が提案上限額を超えているもの。

## 9 企画提案のプレゼンテーション及び審査の実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーション及び審査を実施する。

なお、詳細については、提案書等を提出した者に対し、後日通知する。

- (1) 実施日 令和6年1月17日（水）（予定）
- (2) 場所 未定
- (3) 持ち時間 30分程度（企画提案内容等の説明15分、質疑応答15分）

## 10 企画提案の審査方法等

審査は、提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で契約候補者を選定する。

## 11 契約条件に関する事項

### (1) 契約の方法

契約の締結は、本プロポーザルで選定された契約候補者を優先交渉者とし、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのまま契約となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

### (2) 費用の支払い

敦賀市から受託者に支払う本業務の委託料は、業務完了日以後に支払うものとする。

### (3) 費用の分担

受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、敦賀市はその他一切の費用を負担しない。

## 12 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加のための費用一式は、提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。

(2) 本件に係る提出書類の一切は返却せず、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は、敦賀市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開（又は部分公開）するものとする。

(3) 応募者が1者のみであっても「4 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

## 13 担当部署

〒914-0062

福井県敦賀市相生町7番6号 みなとつるが山車会館

電話 0770-21-5570

FAX 0770-21-5572

メール [k-yama@ton21.ne.jp](mailto:k-yama@ton21.ne.jp)

別表

審 査 基 準

No	審査項目	審査基準
1	会社体制	・提案事業者の規模等は本業務を行うにあたり信頼をおけるものか。
2	業務実績	・過去の業務実績（特に同種・類似業務）は十分か。
3	工程管理	・具体的な工程をイメージしているか。また、内容は実現可能なものとなっているか。
5	行事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとつるが山車会館が提示した要件を満たしているか。</li> <li>・みなとつるが山車会館のリニューアルを内外にPRするために適切かつ十分な内容が提案されているか。</li> <li>・敦賀市、又はみなとつるが山車会館ならではの独自性のあるものとなっているか。</li> <li>・子どもを含めた来場者が楽しめる内容であるか。</li> </ul>
6	安全管理	・道路使用等、行事開催に必要な安全管理が提案されているか。
7	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案上限額以下か否か。</li> <li>・提案内容に対し、適正かつ必要最低限度の見積額となっているか否か。</li> </ul>